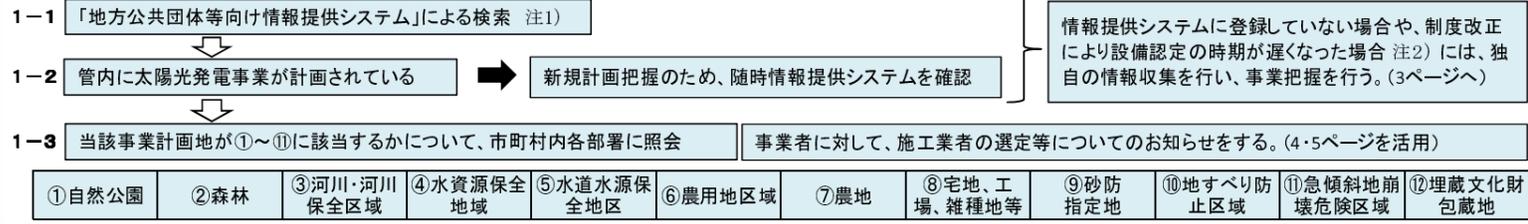


対応フローチャート

Yes ... → No ... →

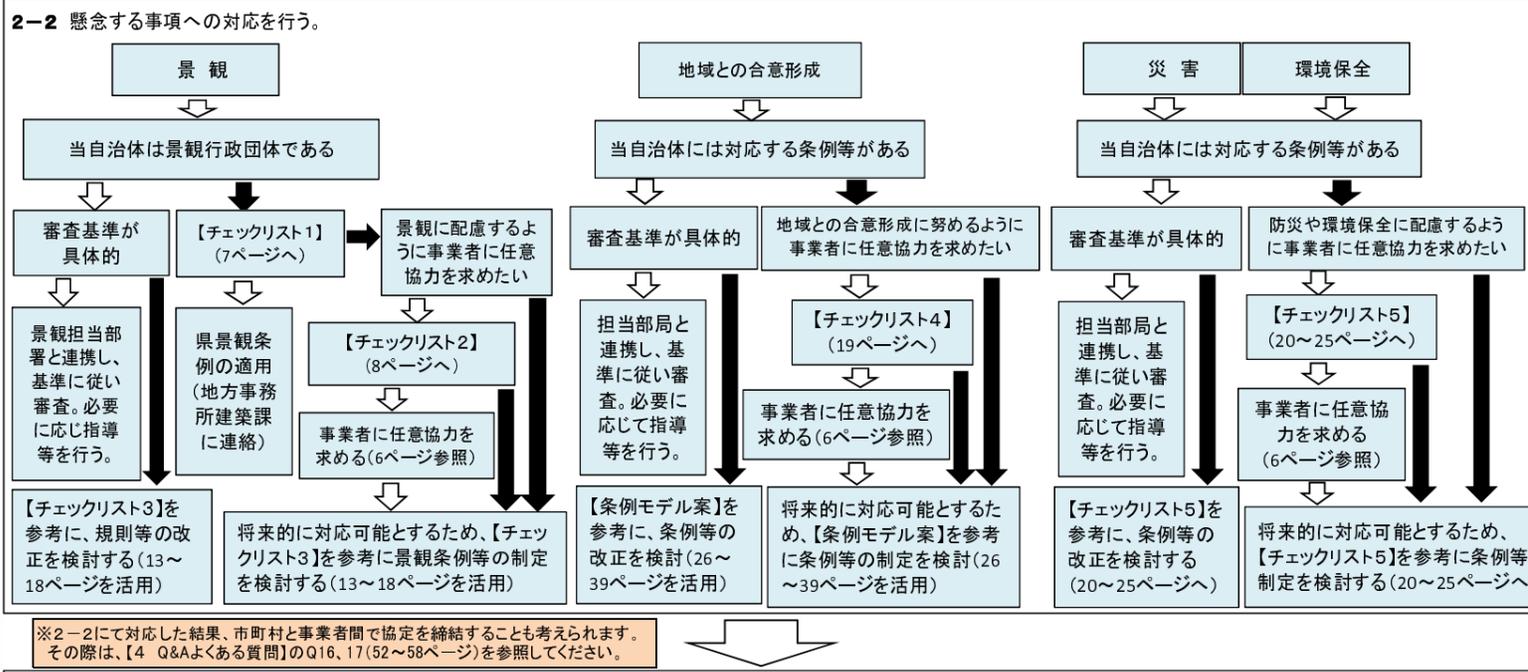
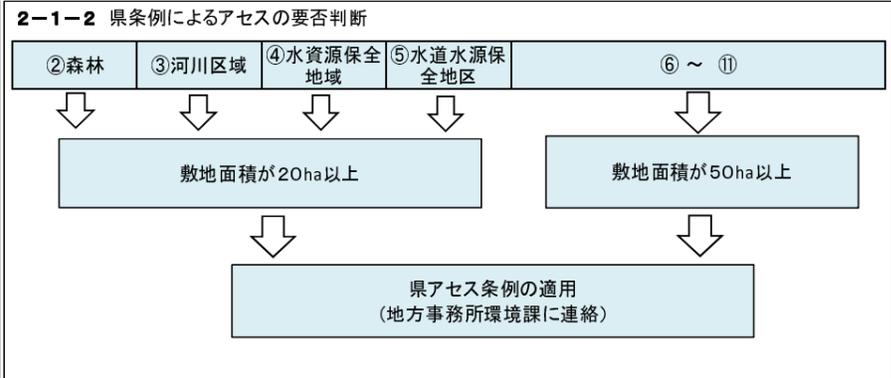
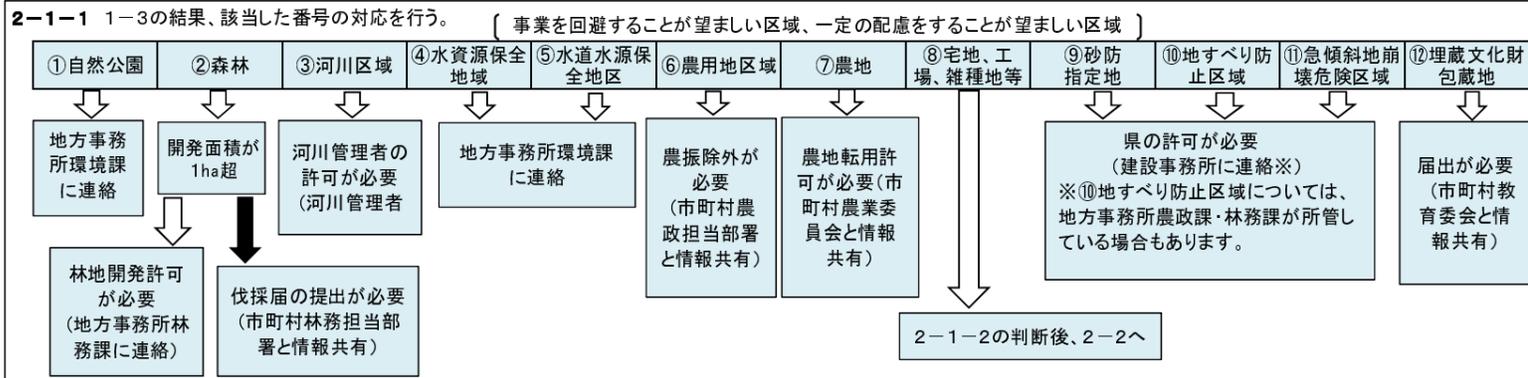
事業把握



〇 注意点

- ・このマニュアルは市町村の再生可能エネルギー担当者向けに作成してありますが、内容を市町村に強制するものではありません。
- ・市町村が独自の考えに基づいて対応する場合には、その対応の方が本マニュアルに優先します。
- ・黄色に着色は市町村の実情等に合わせて語句修正や不要部分の削除を行ってください。
- ・1-1を出発点とし、矢印に従って対応してください。
- ・途中で〇〇ページへと指示された場合には、該当ページへ飛び、飛んだ先の結果に応じて、このフローチャートの飛んだ場所から再出発し、矢印に従って対応してください。

対応フロー



〇チェックリスト一覧

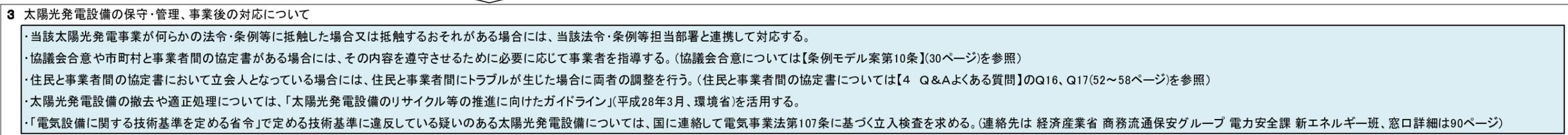
番号	題名	ページ
1	長野県景観条例の適用基準	7
2	太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト	8～12
3	景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて	13～18
4	地域との合意形成における留意事項	19
5-1	流域開発に伴う防災調節池等技術基準	20
5-2	土砂災害に関する確認事項	21
5-3	伐採届による森林の開発(1haを超えない森林の開発)に関するフローチャート	22～24
5-4	長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の要件の具体的な基準	25

※チェックリスト内の基準については、専門的な知識が必要な場合がありますので、必要に応じて下記の県の現地機関等窓口にご相談ください。

チェックリスト番号	県の現地機関等窓口	県庁担当課
1・2・3	地方事務所 建築課(商工観光建築課)	建設部 都市まちづくり課
4	長野県庁 環境部 環境エネルギー課	—
5-1	建設事務所 整備課(計画調査課) 技術専門員	建設部 河川課
5-2	建設事務所 維持管理課	建設部 砂防課
5-3	地方事務所 林務課	林務部 森林づくり推進課
5-4	地方事務所 環境課	環境部 自然保護課



事業開始後



注1) ここでは、平成28年4月1日に運用が開始された「地方公共団体等向け情報提供システム」により、個別の認定情報を検索する方法を示している。(要事前登録、守秘義務有)
 注2) 再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者との系統への接続契約等を記載した再エネ発電事業計画により申請することになるため、現在の手続よりも認定に向けた準備に時間を要することが考えられます。(新法9②、平成29年4月1日施行)